

当行元社員による不祥事件について

このたび、誠に遺憾ながら、当行におきまして下記の不祥事件が発覚いたしました。

社会的に高い倫理観と信用が求められる金融機関として、このような事態を招きましたことは誠に申し訳なく、深くお詫び申し上げます。

今回の事態を厳粛に受けとめ、全行を挙げて再発防止に取り組んでまいります。

記

1 事件の概要

2024 年 3 月 9 日(土)、高岡店（金沢支店高岡出張所：富山県）の元社員（50 代男性）が、同店金庫内の現金を不正に持ち出し窃取したものです。

なお、当該元社員は、2024 年 3 月 29 日(金)付で、懲戒解雇処分といたしました。

2 窃取金額

4,000 万円

なお、行為者が窃取した現金(4,000 万円)は、発覚日(同年 3 月 11 日(月))までに、全額回収(行為者本人から返金)しています。お客さまへの被害や当行への損害はありません。

3 発覚の端緒

同年 3 月 11 日(月)、同店社員による金庫内現金の確認を契機として、本件が発覚いたしました。

4 関係機関への届出等

本件発覚後、速やかに監督官庁に報告を行うとともに、警察に相談の上、対応しております。

5 今後の対応

今回の事態を厳粛に受け止め、内部管理態勢の一層の充実・強化とコンプライアンス指導の徹底に努め、信頼回復に向けて、全行を挙げて再発防止に取り組んでまいります。

以上